

公用車賃貸借（長期継続契約）仕様書

埼玉葛齋場組合が賃貸借を行なう小型乗用ハイブリッド車に要求する仕様について、必要な事項を次のように定める。

なお、当該車両の所有者は落札者とし、使用者は埼玉葛齋場組合とする。

1 件名

公用車賃貸借（長期継続契約）

2 納車場所

埼玉県春日部市内牧1431番地（埼玉葛齋場組合）

3 賃貸借の内容

- (1) 賃貸方式 メンテナンスリース
- (2) 賃貸台数 小型乗用ハイブリッド車 1台
- (3) 賃貸借期間 車両登録日から令和10年の車両登録日前日までの84ヵ月間
- (4) 納車日 車両登録日から7日以内

4 賃貸借の条件

- (1) 運輸支局が行う検査を受け有効な自動車車検証の交付を受けた新車であること。
- (2) 車両は納車前に各部の点検や整備を十分に行い、納車時に各部の動作確認ができるようにしておくものとする。
- (3) 年間予想走行距離は、2,400km（200km/月）である。
- (4) 期間満了後、車両の査定額と残存価格との精算は行わないものとする。
- (5) 期間満了後、車両は所有者に返納するものとする。
- (6) 賃貸人は、車両納入前後に次の書類、図面等を埼玉葛齋場組合に提出すること。
 - ア 取り扱い説明書 1部
 - イ 車検証の写し及び自賠責証明書の写し
 - ウ その他、埼玉葛齋場組合が必要とする書類又は図面
- (7) 普通自動車運転免許で運転できる車両とする。

5 賃貸借車両の仕様

(1) 小型乗用ハイブリッド車

- ア 車体の形状 小型乗用自動車（タイプ：コンパクト）
- イ 車体色 白（ホワイト系）
- ウ 総排気量 1,500cc（ハイブリッド）
- エ 年式 令和2年式（入札時最新型・新車）
- オ 乗車定員 5名
- カ 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- キ 変速機 オートマチック（CVT及びAGSでも可）
- ク 駆動方式 2輪駆動（前輪駆動又は後輪駆動）
- ケ 操舵装置 右側ハンドル車

コ 参考車種 トヨタ ヤリスHV1.5G CVT

6 標準装備品

選定した車両のグレードに応じた標準装備品が具備されていることとする。

7 追加装備品

追加装備品として、次に掲げるものを具備するものとする。

ただし、装備・装着が不可能な場合は、この限りではない。

(1) 外 装

ア スペアタイヤ（応急用タイヤ）

イ タイヤチェーン

ウ サイドバイザー

エ マッドフラップ（前輪、後輪4箇所分）

オ ワックス掛け不要処理（納車する車両メーカーが既に施工したもので可）

カ UVカットガラス（フロントウィンドウ、フロント両側ドアウィンドウ）

(2) 安 全 性

ア ドライブレコーダー（前方、後方ともに撮影可能なもの）

イ アンチロックブレーキシステム

ウ SRSエアバック（運転手席、助手席の前2席）

エ 防眩ルームミラー

オ 標準工具、ジャッキ、三角表示板を備えること。

(3) 内 装

ア カーナビゲーションシステム（テレビ受信機能無しの機種）

イ フロアマット（前席、後席共）

ウ 時計付きAM/FMカーラジオ（カーナビシステムと一体型でも可）

エ アシストグリップ

オ トノカバー（小型乗用ハイブリッド車の車種により用意）

カ DC12V電源ソケット（シガーソケット）

(4) そ の 他

「HV」や「EV」等環境に配慮した次世代自動車であることがわかるものを車体に貼付け、または貼付けされていることとする。

※ 納車する車両メーカーのものでもよい。

8 環境への対応

(1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に適合している車両とする。

(2) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づき定められている平成27年度燃費基準以上の基準をクリアしている車両とする。

(3) 国土交通省による「低排出ガス車認定制度」の平成17年排出ガス基準75%低減レベルの認定を受けている車両とする。

9 賃貸人が負担する経費

- (1) 車両代及び追加装備品代
- (2) 登録諸費用
- (3) 自動車税環境性能割
- (4) 自動車重量税（期間中全額）
- (5) 自動車税（期間中全額）
- (6) 自動車損害賠償責任保険料（期間中全額）
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に掛かる費用
- (8) 継続検査
- (9) 法定点検
- (10) 使用者の過失や責任に伴わない修理（一般故障修理）
- (11) 一般消耗品（エンジンオイル及びオイルエレメント等）の交換及び補充
- (12) バッテリー交換（期間中必要数）
- (13) タイヤ交換（磨耗によるタイヤ入替え（冬用タイヤは除く。））
- (14) 24 時間ロードサービス

10 借借人が負担する経費

- (1) 燃料費（電気料金含む。）
- (2) 所有者の責任に伴わない修理
- (3) 運転者の故意による破損修理費用
- (4) 任意保険費用
- (5) 災害、天災等による修理費用

11 その他

- (1) 賃貸借料の支払いについては、月額払いとする。請求書は、賃貸借車両の使用月の翌月 10 日までに埼玉斎場組合あてに送付するものとする。
- (2) 賃貸借車両の車検、法定点検・整備等のメンテナンスを行う際には、春日部市、蓮田市、白岡市及び杉戸町いずれかの整備工場に極力持ち込むこととする。
- (3) 賃貸借車両に不具合が生じた場合には、速やかに本仕様書に準じた同程度の代替え車両を無償で用意できるように体制を整えるものとする。
- (4) 賃貸人は、道路運送車両の保安基準に関する不具合（リコール）の情報を得たときは、速やかに借借人に連絡をし、修理等の手続き方法について助言することとする。
- (5) 道路運送車両法等の関係法令に違反しないこと。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項について疑義や不明等が生じた場合は、所有者（賃貸人）と使用者（借借人）とで協議して定めるものとする。